

市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）変更原案図

「市街化区域」とは、すでに市街化を形成している区域又はおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域をいい、「市街化調整区域」とは、市街化を抑制する区域のことをいいます。これらの区分（区域区分）は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めています。

熊本都市計画区域では、昭和46年の区域区分導入以降、昭和56年（第1回）、平成元年（第2回）、平成11年（第3回）、平成21年（第4回）、平成27年（第5回）にそれぞれ定期見直しを行ってきました。

今回の定期見直しでは、7地区（197.4ha）を市街化区域に編入します。（ただし、熊本市域を除く※）

※熊本市域の区域区分については、熊本市で決定されます。

市街化調整区域から市街化区域に編入する地区			
図面番号	市町名	地区名	面積（ha）
1	合志市	須屋①	18.2
2	合志市	須屋②	41.1
3	合志市	豊岡①	29.4
4	合志市	豊岡②	16.0
5	合志市	幾久富	14.8
6	菊陽町	原水駅周辺	64.4
7	嘉島町	蔵園	13.4

凡例

- 熊本都市計画区域
- 現在の市街化区域
- 今回市街化区域に編入を予定している区域
（熊本市域については、含んでおりません。詳細は、熊本市のホームページもしくは熊本市からのお知らせをご覧ください。）

